【2015 年 10 月 1 日版】

スマートロボット端末レンタルサービス条項

この条項は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」という）がスマートロボット端末の貸出サービスを行う際の条件等を定めたものです（以下、本書に定める条項全体を指し「本条項」という）。申込みに際しては、以下の条件等を十分に理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。

1.用語

本条項で使用する次の用語の意味は以下の通りです。

※各条項で定義されているものはそちらをご参照ください。

用語	意味
レンタルサービス	項番 2 で定めるレンタルサービス
レンタルサービス契約	本条項に基づき当社が提供するレンタルサービスに関する契約
加入必須基本プラン	本件スマートロボット端末の操作利用方法の問い合わせや修理に関し、ソフトバンクロボティクス株式会社（以下、「SBR」という）がサービス提供者として提供する、レンタルサービス対象の本件スマートロボット端末の種別毎、当社が指定するサービス
契約者	本条項に同意し、レンタルサービスの提供を受けるお客様
本件スマートロボット端末	レンタルサービスの対象となる当社所定のスマートロボット端末本体および充電器
付属品	本件スマートロボット端末の備品
レンタルサービス料金	項番 2(1)で定める基本サービスの料金
オプションサービス料金	項番 2(1)で定めるオプションサービスの料金
レンタルサービス料金等	レンタルサービス料金、オプションサービス料金その他レンタルサービス契約に基づき契約者が当社に対し支払うべき料金等
紛失等	本件スマートロボット端末が紛失、盗難若しくは所有権侵害等の事由により物理的に契約者の管理下を離れること
毀損	本件スマートロボット端末が毀損すること（当社の指示又は取扱説明書等の記載の用法に従って使用したことにより本件スマートロボット端末が故障した場合及び修理不能の場合を含む）
蓄積データ等	本件スマートロボット端末に保存、蓄積又は登録されたアプリケーション、画像データ、センサーデータ、操作ログなど
プライバシーポリシー	総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号）」第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」。なお、当社は同ポリシーをホームページにおいて公表しております。

2.レンタルサービス

(1)レンタルサービスの内容及び料金

別表 1 に定める通り。

(2)レンタルサービス契約および本件スマートロボット端末に関する問い合わせ

当社は、レンタルサービス契約およびレンタルサービスに関する、申込み、変更、紛失等の連絡について、加入必須基本プランにおけるヘルプデスク（以下「本件ヘルプデスク」という）において、加入必須基本プランに定める他の連絡に関する受付を含めた一元窓口で受付けるものとします。

3.レンタル期間及び解約違約金

(1) レンタルサービス契約の有効期間（以下「レンタル期間」という）は、引渡日に開始し、引渡日の属する月の翌月 1 日から起算して 36 ヶ月満了日に終了する期間とします。

(2) レンタルサービス契約がレンタルサービス契約成立後、レンタル期間満了日までの間に解約又は解除により終了した場合、契約者は、当該終了が当社の責めに帰すべき事由に基づくものでない限り、別表 2 に定める解約違約金（以下「解約違約金」という）を、当社に一括して当社の定める期日までに支払うものとします。

(3) 37 ヶ月目以降のサービス提供に関しては、当社から契約者に別途お申し込みに関する案内を致します。

4.レンタルサービスの料金に関する注意事項

(1)　レンタルサービス料金について

(A)レンタルサービス料金の額は当社が別途定めるものとします。

(B)レンタルサービス料金は、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、引渡日の属する月の翌月 1 日とします。なお、課金開始日以降は、月の途中でレンタルサービス契約が終了した場合でも 1 ヶ月分のレンタルサービス料金を支払うものとします。

(2)　オプションサービス料金について

オプションサービス料金の額は、別表 1 記載のとおりとします。

5.料金支払い方法

契約者は、当社からの請求書に定める期日及び方法に従い、レンタルサービス料金等と加入必須基本プラン利用料等を合わせて支払うものとします。また、支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

6.延滞利息

契約者は、レンタルサービス料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、前項に従って当社に対して支払うものとします。

7.申込み

(1) 本サービスの利用を希望する者は、当社に対し、当社所定の方法をもって申し込むものとします。なお、本サービスの申込みにあたっては、SBR の定める「商標・著作物・Pepper キャラクターに関する注意事項」、「情報取扱いポリシー」について、事前に、承諾するものとします。

(2) 上記(1)の場合において、当社が要求するときは、契約者は、①契約申込書の記載内容を確認するための書類に定める本人確認書類を含む、レンタルサービスの提供を受けるのに当社が必要と判断した書類及び②財務諸表等与信に必要と当社が判断する書類（以下①及び②を総称して「確認書類等」という）を当社所定の方法をもって提出するものとします。

8.承諾

(1) 当社は、本サービスの申込者（以下単に「申込者」という）が、次の(A)乃至(E)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、当該申込みに対する承諾をします。

(A)日本国内において設立された法人（当社が特に認めた団体を含む）であること

(B)レンタルサービス契約の申込みに際して当社に提出された当社所定の契約申込書及び当社が別途定

める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実に反する記載がないこと
(C) 当社のレンタルサービスの提供にかかる与信基準を満たした申込者からの申込みであること
(D) 申込者がレンタルサービス及び当社と契約を締結している他のサービスの利用において、本条項又はその他のサービス契約約款の規定に現に違反しておらず、又は違反するおそれがないと当社が判断したこと
(E) 本人確認ができた契約者であること
なお、本人確認とは、当社が別に定める方法により、契約者情報(契約者の名称(商号)及び本店又は主たる事務所の所在地並びに契約者のためにレンタルサービス契約の締結の任に当たっている自然人の氏名、住居、生年月日及び電話番号又はその他の連絡先等の契約者を特定する情報をいう)の確認を行うことをいいます。
(2) レンタルサービス契約の申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。
(3) 当社は、上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件に満たさなくなった申込みに基づき締結されたレンタルサービス契約につき、レンタルサービス提供の義務を免れ、かつレンタルサービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、当社は、契約者から受領済みのレンタルサービス料金等の返還義務を一切負わないものとします。
(4) レンタルサービス契約は、当社所定の申込みに対し当社が承諾したときに成立するものとします。
(5) 本件スマートロボット端末 1 台ごとに 1 つのレンタルサービス契約が成立するものとします。

9.引渡し

(1) 当社は、レンタルサービス契約成立後、本件スマートロボット端末を申込用紙に記載の場所(以下「指定配送先」という)に配送することにより本件スマートロボット端末の引渡しを行うものとします。
(2) 契約者は、上記(1)の引渡しに支障を来たさないよう指定配送先における本件スマートロボット端末の受入準備を完了することとします。
(3) 上記(2)の受け入れ準備が完了していなかった場合(不在時、移転時も含む)は、配送をせず、契約者の連絡先に連絡の上、別途協議の上定める再配送日に改めて配送を行います。その際の配送費については、契約者の負担となります。契約者は、当該場合において、配送の遅延によるレンタルサービス利用料金の支払いを免れることはできないものとします。

10.本件スマートロボット端末等の使用及び管理

(1) 契約者は、項番 9(1)に定める引渡しを受けた本件スマートロボット端末を、引渡日からレンタル期間内において、当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い使用するものとします。本件スマートロボット端末の使用に必要な通信環境・電源・電力、消耗品代等は、契約者が負担するものとします。
(2) 契約者は、善良なる管理者の注意をもって本件スマートロボット端末を使用管理するものとし、当社の承諾なしに、本件スマートロボット端末の改造分解しないものとします。
(3) 契約者は、本件スマートロボット端末に添付された個体識別の標識等を除去、汚損しないものとします。

11.付属品等

(1) 付属品は、レンタルサービス提供の対象範囲外とします。付属品が必要な場合及び付属品の消耗又は故障等があった場合は、契約者が自ら購入するものとします。
(2) 当社は、契約者が項番 21 に定める本件スマートロボット端末の返却にあたり、本件スマートロボット端末とともに付属物を当社に送付した場合、特段の定めなき限り、契約者は付属物の所有権を当社に無償で譲渡したものとみなします。

12. 本件スマートロボット端末の毀損・紛失等の取扱い

(1)契約者は、本件スマートロボット端末について、理由の如何を問わず紛失等又は毀損が発生した場合、直ちにヘルプデスクに通知するものとします(但し、ヘルプデスク受付時間内の対応)。
(2)本件スマートロボット端末が毀損した場合、契約者は、SBR の加入必須プランにより修理を行うものとします。なお、契約終了後、回収した本件スマートロボット端末につき、契約者の責めに帰すべき事由に基づく

毀損等があると当社が判断した場合、契約者は SBR の加入必須プランに定める修理費の支払を要します。

⑶本件スマートロボット端末の紛失等が発生した場合、契約者は、別表 3 に定める紛失時損害金を当社に支払うものとします。

⑷契約終了後、本件スマートロボット端末の返却が為されない場合、契約者は、別表 3 に定める未返却損害金を当社に支払うものとします。

⑸上記⑶の場合において、レンタル期間の中途の場合、当社は紛失等した本件スマートロボット端末（以下「紛失等端末」という）の代替機（以下「代替機」という）を契約者に貸与するものとし契約者と当社の間で協議の上、配送日を定めるものとします。なお、当該場合における引渡しの条件については、上記 9 の⑵および⑶の定めに準じ、契約者は予め代替機に関し、次の事項を承諾するものとします。

(A)代替機のファームウェアのバージョンが、紛失等端末と同一のバージョンではない可能性があり、紛失等端末で正常に使用できたロボアプリケーションが代替機では正常に動作しない場合があること。

(B)代替機の受け取りにより、当社が契約者にレンタルする端末が、代替機となること。

(C)代替機の配送に関しては当社指定の配送方法に限るものとし、契約者による持ち込み、及び配送手配は出来ないこと。

⑹本項に定める場合において、レンタルサービスおよび加入必須基本プランを利用できなくなったときであっても、契約者は、その利用できない期間にかかるサービス料金等の支払いを免れることはできないものとします。

⑺上記（3）または⑷の場合において、契約者による紛失時損害金もしくは未返却損害金の支払い、または当社からの代替機の発送後は、紛失等端末を契約者が発見した場合であっても、契約者は、紛失等の通知の取り消し、紛失時損害金または未返却損害金の返金、および代替機の返却を請求することはできないものとします。

13.蓄積データの管理

⑴ 契約者は、本件スマートロボット端末及び蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。

⑵ 当社は、原因の如何を問わず（本件スマートロボット端末の紛失等若しくは毀損による場合、ならびに契約者の管理義務違反による場合を含む）、蓄積データ等の漏洩及び不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

14.損害賠償および免責

⑴ 当社又は契約者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方および第三者に損害を与えた場合、直接かつ現実に発生した損害に限り、賠償する責任を負うものとします。その他特別な事情により発生した損害、派生損害、間接損害、遺失利益について、当社は一切の責任は負わないものとします。

⑵ 上記⑴の定めにかかわらず、契約者による本件スマートロボット端末の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。

⑶ 当社は、本件スマートロボット端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴い契約者に費用が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

⑷ 当社は、契約者が本件スマートロボット端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したこと又は実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。

⑸ 当社は、契約者が本条項のいずれか一つにでも違反した場合においては、本条項に従った通常の利用を保証しないものとします。

⑹ 当社は、レンタルサービスの完全な運用に努めますが、レンタルサービスの中断、運用停止、廃止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

15.レンタルサービス契約内容の変更

⑴ 契約者は、契約申込書の記載内容（住所等）に変更があるときは、事前に当社所定の方法により当社あてに直接通知するものとします。

⑵ 契約者は、オプションサービスの変更（追加、適用解除）を希望する場合、当社所定の方法により申し出

を行うものとします。

16.レンタルサービス契約の解約

(1) 契約者がレンタルサービス契約を解約する場合は、当社所定の方法により申し込むものとします。
(2) 上記(1)の通知があった場合、レンタルサービス契約は、当社が当該通知を受理した日の属する月の末日をもって終了するものとします。
(3) レンタルサービス契約の終了時点で存在する一切の債務については、レンタルサービス契約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

17.レンタルサービスの解除

(1) 契約者が次の(A)乃至(F)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、レンタルサービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 (A) 契約者の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 (B) 支払不能若しくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
 (C) 営業の廃止若しくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき
 (D) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
 (E) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
 (F) 契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又は契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
(2) 契約者が本条項の規定に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおも契約者が違反事由を解消しなかったとき、当社はレンタルサービス契約を解除することができるものとします。
(3) 上記(1)及び(2)によりレンタルサービス契約が解除された場合、契約者は、直ちに当社に対する債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を弁済するものとします。
(4) 上記(1)乃至(3)の規定は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

18.レンタルサービスの中止

(1) 当社は、(A)乃至(D)のいずれかに該当する場合には、レンタルサービスの提供を中止することができるものとします。
 (A) レンタルサービス用設備の故障によるとき
 (B) レンタルサービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 (C) 項番 19 所定の規定によるとき
 (D) 当社の都合により、レンタルサービスの提供を行うことが困難になったとき
(2) 当社は、上記(1)の規定によりレンタルサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
(3) 当社は、理由の如何を問わずレンタルサービス契約が終了した場合は、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなくレンタルサービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
(4) 当社は、上記(1)乃至(3)に定める事由のいずれかによりレンタルサービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

19.利用の制限

(1) 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、レンタルサービス用設備の需要が著しく増加し、レンタルサービスの提供が困難となった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信又は利用を優先的に取り扱うため、レンタルサービスの提供を制限又は中止する措置を取ることがあります。
(2) 当社は、レンタルサービス用設備に過大な負荷が発生し、その利用又は運営に支障を与える又は支障を与えるおそれのある場合で必要と認めたときは、別に定める方法により、当該負荷に係る通信又は利用を制限することがあります。
(3) レンタルサービスをご利用の契約者が、当社の設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、利用の制

限をさせていただくことがあります。

20.レンタルサービスの廃止

当社は、レンタルサービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、予め廃止しようとするレンタルサービスを利用している契約者に通知します。この場合において、当社が定める廃止日をもってレンタルサービス契約は終了するものとします。

21.本件スマートロボット端末の返却

⑴契約者は、理由の如何を問わず、レンタルサービス契約が終了したとき、当社と協議の上定めた回収日において、当社が別途定める返却の準備を行うものとします。

⑵当社は、協議の上定めた回収日に要員を派遣して、本件スマートロボット端末の返却を受けるものとします。

⑶上記⑵の場合において、予め当社が契約者に通知した回収準備が完了していない場合や、契約者の担当者の不在等の事情により回収が出来ないと判断した場合、回収を受けることができないものとし、この場合、別途当社は契約者に通知の上、後日改めて回収を実施するものとします。この場合の配送費については、契約者の負担とします。

⑷返却に際して、本件スマートロボット端末に付属する充電器が毀損・紛失していた場合には、別表 3 に記載の充電器のみ毀損・紛失した場合の損害金を当社に支払うものとします。

⑸当社は、解約日から 8 週間以内に本件スマートロボット端末の返却が完了しない場合、契約者に対し、別表 3 に定める未返却損害金を請求することができるものとします。但し、当社のみの責めに帰すべき事由に起因して、当該期間内の返却が完了しない場合は、両者協議の上、その後の取扱いを定めるものとします。

⑹当社は、上記⑴の本件スマートロボット端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

22.秘密保持

⑴ 契約者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、レンタルサービス契約に関連して相手方から開示された相手方固有の業務上、営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という）を、レンタルサービス契約期間中はもとより、レンタルサービス契約終了後も 3 年間は第三者に対して一切開示、漏洩しないものとします。但し、次の(A)乃至(E)のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。

(A) 秘密保持義務の対象外とすることについて事前に情報開示者の書面による承諾を得た情報
(B) 開示を受けた時に既に公知の情報
(C) 開示を受けた後に情報受領者の責めによらず公知となった情報
(D) 開示を受けた時に既に情報受領者が適法に保持していた情報
(E) 情報開示者が第三者に対し何ら秘密保持義務を課すことなく開示した情報

⑵ 上記⑴の規定にかかわらず、法令により開示することが義務付けられている情報については、その限度で、開示することができるものとします。

⑶ 上記⑴及び⑵の規定にかかわらず、契約者の顧客情報の取扱いについては、項番 23 の定めが適用されるものとします。

23.契約者に係る情報の利用

⑴ 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込み時又はレンタルサービス契約成立後に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいう）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

(A) 契約者からの問合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の契約者に対する取扱い業務
(B) 課金計算に係る業務
(C) 料金請求に係る業務
(D) 市場調査及びその分析
(E) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
(F) 情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
(G)当社又は SBR の加入必須基本プランについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務

(2) 上記(1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用を行う場合においては、契約者に係る情報を、上記(1)(A)乃至(F)（但し、上記(1)(A)については、当社を共同利用者と読み替えて適用するものとする）に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
(3) 上記(2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該契約者の情報について、責任を有するものとします。
(4) 契約者は、上記(1)乃至(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意するものとします。
※当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

24.譲渡等について

(1) 契約者は、本件スマートロボット端末を第三者に対して譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
(2) 契約者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、レンタルサービス契約における契約上の地位の譲渡及び本件スマートロボット端末の転貸を行うことはできないものとします。
(3) 上記(2)の規定により当社の事前承諾を得て契約上の地位の譲渡の承諾を受けようとする者は、当社所定の方法（事実確認のために当社が指定する書類を含む）により、加入しているオプションサービスおよび加入必須オプションプランについても同時に譲渡されるものとします。
(4) レンタルサービス契約にかかる契約者の地位譲渡があったときは、譲受人は、レンタルサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。但し、譲渡日を含む月のレンタルサービス料金等については、当社所定の支払方法によるものとします。
(5) レンタルサービス契約の契約者の地位の譲渡前の譲渡人によるレンタルサービスの利用において、レンタルサービス契約に違反したことが判明したときは、当社は、このレンタルサービス契約の規定によりレンタルサービス契約の解除等必要な措置を執ることがあります。
(6) 仮処分、差押え、仮差押え、公租公課の滞納処分その他第三者が本件スマートロボット端末の所有権を侵害し、又は侵害するおそれのある事由が生じた場合、契約者は、当社に対し直ちに通知するものとします。この場合において、契約者は、当該第三者に対し、本件スマートロボット端末が契約者以外の者の所有にかかる物件であって自己の所有物でないことを主張立証するものとします。

25.契約者の地位の承継

法人の合併若しくは会社分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、本件スマートロボット端末等当社所定の事項につき、当社所定の書面（事実確認のために当社が指定する書類を含む）を当社に提出するものとします。

26.反社会勢力の排除

(1) 契約者は、当社に対し、レンタルサービス契約の申込み時において、契約者（契約者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(2) 契約者は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
(3) 当社は、契約者又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、レンタルサービス契約を解除することができるものとします。
(4) 契約者がレンタルサービス契約に関連する契約（以下「関連契約」という）を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社は契約者に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、契約者が速やかにこれに応じなかった場合は、当社は直ちにレンタルサービス契約を解除することができるものとします。
(5) 当社が、上記(3)又は(4)の規定により、レンタルサービス契約を解除した場合には、当社はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないものとします。

27.本条項の変更

当社は、本条項を変更することがあります。この場合には、レンタルサービス契約の提供条件は、変更後の本条項の定めによります。

28.裁判管轄権

レンタルサービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

29.協議事項

本条項に定めのない事項又は本条項の履行に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方で誠意を持って協議の上、解決を図るよう努めるものとします。なお、本条項のいずれかの部分が無効である場合でも、本条項全体の有効性には影響がないものとします。

以上

別表 1　オプションサービス料金表

番号	サービス種別	単位	種別	料金（税抜）
1	Pepper for Biz 基本プラン	本件スマートロボット端末 1 台毎	月額	27,500 円

別表 2　解約違約金

項目	金額	備考
解約違約金（1 契約あたり）	残余の期間に対応するレンタルサービス料金相当額	不課税

別表 3　紛失等の損害金

（1）　Pepper for Biz について

項目	金額（本件スマートロボット端末 1 台あたり）
紛失等の場合における紛失時損害金	1,260,000 円（不課税）
未返却の場合における損害金	1,260,000 円（不課税）
充電器のみ毀損・紛失した場合の損害金	当社所定の実費

別紙 1 レンタルサービスの内容及び料金

サービス名称		内容	月額料金
基本サービス	端末レンタルサービス	本件スマートロボット端末を契約者に賃貸するサービス	27,500 円(税抜)
加入必須基本プラン	Pepper for Biz 基本プラン	Pepper を利用するために必要な以下のサービス (A)プレミアムサポート&メンテナンス (B)ロボアプリ&クラウドサービス	27,500 円(税抜)